

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 港湾課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号				
手続名	公有水面埋立の免許			根拠条項	第2条第1項				
審査基準	唐津港、伊万里港、呼子港、仮屋港、星賀港、諸富港、住ノ江港、鹿島港、大浦港の港湾区域における海浜(公有水面)の埋立に関して次により審査する。								
	1. 公有水面埋立法第4条、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第3条及び第7条、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省令第1号、建設省令第1号）第5条及び第6条による。								
	2. 「公有水面の埋立ての適正化について」（昭和40年9月1日港管第2021号、建設省河発第341号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1及び2による。								
	3. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1（3）から（5）及び記の3による。								
	4. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1から4による。								
	5. 「公有水面埋立法施行令の一部改正について」（昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第43号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1から3による。								
6. 「公有水面埋立法施行令の一部改正について」（昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第44号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1から3による。									
受付機関	港湾課 (土木事務所)	処理機関	港湾課	交付機関	港湾課 (土木事務所)	標準処理期間	180日	目次	港湾(公有水面) - 01
						標準経由期間	100日		